

地 基 企 第 4 3 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金
理事長 山越 伸子
(公印省略)

「地方公務員災害補償基金業務規程第25条の2第1項に規定する福祉事業の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「地方公務員災害補償基金業務規程第25条の2第1項に規定する福祉事業の取扱いについて」（昭和60年11月29日地基企第38号）の一部を別添のとおり改正し、令和7年4月1日から施行するので、その実施に遺漏のないようお願いします。また、その実施に当たっては、下記の事項に留意していただくようお願いします。

記

1 アフターケアに関する事業について

改正後の第4の1の(13)及び(14)、14の(4)並びに15の(4)の規定は、令和6年4月1日以後に決定したアフターケアについて適用しますので、熱傷に係るアフターケア及び外傷による抹消神経損傷に係るアフターケアの対象者に対し本改正を周知するとともに、必要に応じて追給を行ってください。

2 旅行費について

地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号）第30条の「理事長が定める範囲」は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の規定による福祉事業に準じて定めることとしているところ、国家公務員災害補償制度において令和7年4月以降に改正予定があるため、当該改正を踏まえて検討する予定です。

改正内容については、令和7年4月に遡って適用することが見込まれるため、改正までの間に旅行費の決定を行った場合には追給が生じる可能性があります。なお、改正時期については令和7年4月中を見込んでおりますが、検討状況によっては後ろ倒しになる可能性があります。